

## 個人情報保護審議会答申の概要

答申第 167 号（諮問第 205 号）

件名：「住民票の交付について」中の住所・氏名の利用不停止決定に関する件

### 1 利用停止請求

令和 2 年 11 月 2 日

### 2 原処分

令和 2 年 11 月 25 日（利用不停止決定）

愛知県代表監査委員は、審査請求人に係る愛知県監査委員事務局長から A 市への「住民票の交付について（依頼）」中の、審査請求人の住所、氏名の利用の停止、消去及び提供の停止を求めた自己情報利用停止請求について、愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。（以下「条例」という。）第 7 条に従った利用・提供をしたものであるため及び条例第 6 条に従った収集であるためとして、利用不停止とした。

### 3 審査請求

令和 2 年 12 月 7 日

原処分の取り消しを求める。

### 4 諮問

令和 3 年 3 月 11 日

### 5 審議会の結論

愛知県代表監査委員が、利用不停止としたことは妥当である。

### 6 審議会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、個人情報の適切な取扱いを確保するという理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の利用停止を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、個人情報の適切な取扱いを確保するという理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

#### (2) 本件利用停止請求について

自己情報利用停止請求書の内容を基本として、審査請求書及び実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件保有個人情報は、実施機関が A 市に対し審査請求人の住民票の交付を依頼した文書である「住民票の交付について」に記載された、審査請求人の住所及び氏名であると解される。

本件利用停止請求は、審査請求人が条例第 6 条及び第 7 条違反を理由として本件保有個人情報の利用の停止、消去及び提供の停止を求めるところ、実施機関は、本件保有個人情報を条例第 6 条に従って収集し、条例第 7 条に従って利用又は提供をしたとして、利用不停止決定をしている。

(3) 本件保有個人情報の利用停止の要否について

ア 条例第 37 条第 1 項は、開示を受けた保有個人情報について、同項第 1 号においては条例第 6 条の規定に違反して収集されたものであるとき、条例第 7 条の規定に違反して利用されているとき等に、同項第 2 号においては条例第 7 条又は第 9 条の規定に違反して提供されているとき等に、何人も、当該保有個人情報の利用停止を請求することができることを定めている。

そして、条例第 39 条は、条例第 37 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する違反の事実があると実施機関が認めるときは、実施機関が、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用停止をしなければならないことを定めている。

本件利用停止請求は、前記(2)において述べたとおり、実施機関が、本件保有個人情報を条例第 6 条に従って収集し、条例第 7 条に従って利用又は提供をしたとして、利用不停止決定をしている。

そこで、実施機関が条例第 6 条又は第 7 条の規定に違反しているか否かを以下検討する。

イ 個人情報の収集の制限（条例第 6 条）について

(ア) 本条は、実施機関が個人情報を収集する際の原則を定めたものであり、収集目的、収集方法、収集先及び収集する情報の内容について、一定の制限を設けたものである。

また、同条第 1 項において個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない旨を、同条第 2 項において適法かつ公正な手段により収集しなければならない旨を、同条第 3 項において原則として本人から収集しなければならない旨をそれぞれ定めている。

そこで、この考え方に基づき、実施機関が条例第 6 条の規定に違反し、個人情報を収集していたか否かを以下検討する。

(イ) 実施機関によれば、本件保有個人情報は、審査請求人が、住民監査請求の請求人として、愛知県職員措置請求書において、本人が自ら記載した住所及び氏名であるとのことである。

また、当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、審査請求人が当該愛知県職員措置請求書に記載した住所及び氏名を、「住民票の交付について」に転記したとのことである。

そこで、当審議会において当該愛知県職員措置請求書を確認したところ、実施機関宛てに住民監査請求を求める趣旨の文面とともに審査請求人の住所及び

氏名が記載されており、当該住所及び氏名が本件保有個人情報と同一であることが認められた。

(ウ) したがって、実施機関は、本件保有個人情報を住民監査請求の監査事務の目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正に本人から収集したことが認められるので、条例第6条の規定に違反したとは認められない。

ウ 個人情報の利用及び提供の制限（条例第7条）について

(ア) 本条は、個人情報が適正に収集された場合であっても、その利用や提供の仕方によっては個人の権利利益を侵害するおそれが生ずることから、実施機関の個人情報の利用及び提供に一定の制限を設けたものである。

また、同条第1項は、個人情報の利用及び提供は、個人情報を取り扱う事務の目的の範囲内で行うことを原則とすることを定めたものである。

そこで、この考え方に基づき、実施機関が条例第7条の規定に違反し、個人情報を利用又は提供していたか否かを以下検討する。

(イ) 当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求の請求人の住民要件の適否を確認するため、「住民票の交付について」により、A市に対して住民票の交付を依頼したものであり、それは住民監査請求の監査事務の目的の範囲内であるとのことである。

昭和57年3月31日奈良地方裁判所判決では、住民訴訟の要件である地方自治法第242条の2第1項の住民とは、「原則として市町村の備える住民基本台帳に記録されたものすなわち当該市町村に住民票を有する者を指すものと解するのが相当である。」と判示している。住民訴訟が住民監査請求前置主義をとっていることを踏まえると、地方自治法第242条に規定する住民監査請求についても、同様に当該市町村に住民票を有する者を要件としていると認められる。

よって、審査請求人が愛知県内に住民票を有する者か否かを確認するために、A市に対し住民票の交付を依頼することは、実施機関が住民監査請求の監査事務の目的のために個人情報を利用及び提供するものであると認められる。

(ウ) したがって、実施機関は、本件保有個人情報を住民監査請求の監査事務の目的の範囲内で利用及び提供していたことが認められるため、条例第7条の規定に違反したとは認められない。

エ 以上のことから、実施機関に条例第37条第1項第1号又は第2号に該当する違反があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人が請求した自己情報利用停止請求書の「利用停止請求の理由」欄において、「同意していない。法令上は、住所があるものとはあるが、住民票との明記がない。」と主張している。

しかし、前記(3)ウにおいて述べたとおり、実施機関がA市に対し住民票の交付を依頼することについては、本件保有個人情報を住民監査請求の監査事務の目的の範

圏内で利用及び提供していたと認められるものであり、本人の同意を必要とするものではない。

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件保有個人情報の利用停止の要否については、前記(3)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。